

平和の森公園「占用許可申請」利用案内

平和の森公園で次のような活動を行う場合、事前に許可申請が必要です

1. 区民団体による公共的・公益的な活動

- ◆ 町会・自治会等による親睦活動（地域祭り、盆踊りなど）
- ◆ 地域での防災訓練
- ◆ 老人クラブ等が行う活動（ゲートボール練習など）

2. 公共団体等が後援または協賛する活動

3. テレビや写真撮影

4. 学校等行事（遠足、防災訓練など）

5. その他

◆ 土日・祝日は近隣住民等に配慮しなければなりません。申請内容を慎重に検討し許可できない場合もございます。

【利用できる時間】

平日 8：30～19：00 です。

- ◆ なお、占用利用時間には準備・片付けの時間も含まれます。

【申請受付】

上記の活動で利用する際は、利用する月の前月1日から利用日の3日前まで「キリンレモンスポーツセンター」窓口にて申請を受け付けます。

申請には当ページ下部に添付の①「公園の臨時的占用許可申請書」、②「申請に係る誓約」の提出が必要となります。

【申請方法】

上記に記載した申請書類に加え、以下の資料をご用意ください。

- ・当日の撮影内容がわかるもの（企画書、脚本、絵コンテ、チラシなど）
- ・撮影に関するスタッフの人数・役割がわかるもの
- ・公園施設、利用者に対する保護措置の内容がわかるもの

【撮影での利用について】

その他にも提出書類が必要となりますので下記に別途記載致します。

ロケーション（映画、テレビ、ビデオ撮影）やアマチュアカメラマン等を対象とした団体による。

撮影会（モデル、風景等を対象）で、他の利用者に迷惑の掛からない程度の小規模のものに限る。

撮影申請の場合は、土日・祝日は近隣住民等に配慮し許可はしていません。

【 下記のような場合、占用許可できません 】

- ① 騒音や占用区域外に迷惑を及ぼし、地域交通に支障を生じる恐れのある撮影
- ② 他の利用者等に誤解を招く恐れのあるもの、公序良俗に反するもの、その他危険と思われる内容の撮影
- ③ 公園内ルールで禁止している行為を行う撮影
- ④ 動物を持ち込む撮影
- ⑤ 大道具、小道具、レール、クレーン、台車、発電機などを持ち込んでの撮影
- ⑥ その他過去に占用し、事前の指導に従わず近隣から苦情等が寄せられた企業・団体の申請

【 占用利用料金 】

規定で定める占用料がかかります。

- ロケーション利用料 1時間あたり 16,875円
- 写真撮影 1時間あたり 1,912円

上記1.2.3.に該当する利用料金は、審査により減免となります。他、有料。

※お支払いいただいた占用料はいかなる理由であっても返金はできません。

雨天等により順延が予想される場合は事前に撮影日の変更申請をお願い致します。

その他、ご不明な点は施設まで直接お問い合わせください。